

さいたま市ソフトボール協会 令和2年度 春季大会 競技規則

(改定 第1版 令和2年1月吉日)

令和2年1月吉日

さいたま市ソフトボール協会
会 長 浅見 茂
競技企画委員長 多賀 義信

1. 登録メンバー

1-1. 登録メンバーの資格

チームの構成メンバーは、さいたま市在住者または在勤者であること。ただし、1年以上チームに在籍した者が市外に転居し、在住でなくなった場合、または転勤や退職により在勤者でなくなった場合は、続けて登録できるものとする。

尚、大学ソフトボール登録者および高体連ソフトボールチーム登録者(両連盟に未登録であっても公式戦出場者を含む)の登録は認めない。但し、レディースについては、本規則「2. 打順表の提出」に記載する「レディース特例」によるものとする。

1-2. 登録メンバーの変更

登録したメンバーに、住所・氏名・背番号・その他登録事項の変更が生じた場合、または退会者があった場合は、**令和2年2月9日(日)**に開催する代表者会議までに変更届を提出すること。以降は、次大会まで変更は認められない。

1-3. 多重登録

チーム及び個人の登録は、他種別との多重登録ができるものとする。

但し、一般男子一部・二部・三部は同種別であるので、多重登録は出来ない。

1-4. 登録メンバーの移動

登録メンバーは、年度内に他チームへ異動し登録することは出来ない。

但し、年度内に解散届が事務局に提出されたチームの登録メンバーの異動は認められる。

1-5. 違反した場合の処置

上記の1-1. 項～1-4. 項に違反があった場合は、違反が発覚した時点で、当該大会の出場資格を停止する。また、その後の大会参加の可否については、チーム、監督および個人とも、懲罰委員会にて決定する。

2. 打順表の提出

- (1) 打順表は、第1試合は試合開始予定時刻の30分前までに提出すること。第2試合以降は、前試合の開始後30分から自チームの試合開始予定時刻の20分前までに、当該球場の記録員または審判員に提出すること。試合開始予定時刻20分前までに提出がない場合は、提出済のチームに先攻・後攻の選択権を与えることがある。
- (2) 打順表には、氏名にふりがなを記載すること。
- (3) 監督代理者(監督代行)および主将代行を選任した場合は、その旨を明記し代行者のユニフォームナンバーを明示しなければならない。
- (4) ベンチに入れるチーム員は、チーム登録時に登録された者で、攻守順を決定するコイントスまでに提出された打順表に記載された者のみであり、監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手25名以内とする。監督、コーチ、スコアラーがプレイヤーを兼ねる場合は、選手人数内に含める。
- (5) 監督が不在の場合は、登録されているチーム員から監督代理者(監督代行)を選任し、打順表に明記しなければならない。監督代理者(監督代行)が選任されている場合は、監督として登録されている者は、コイントスにより攻守が決定した後は、試合中ベンチに入ることが認められない。

【レディース特例】

- (1) レディースの大会においては、当日の人数が不足の場合、下記の条件において追加登録を認める。但し、当日チームが競技場に到着次第、大会本部に書類を持って届け出なければならない。当日の正式登録されたメンバーが9人の場合は、臨時登録メンバーとして、1名の追加を認める。8名の場合は2名までの追加、7名の場合は3名までの追加を認めるものとする。
尚、上記事由により追加されるメンバーも、本競技規則の1-1.項に規定するメンバー資格を満たさなければならない。また、当日に追加登録できる選手は、市内外を問わず、当協会に登録されていない者とし、当協会内における多重登録は認められない。
- (2) 本特例は、当協会主催の大会のみであり、中央支部大会・予選会および県大会・県予選会では適用できないので留意すること。

3. 棄権チームの取扱い

- (1) 当日予定された試合のチームが棄権した場合は10対0とし、相手棄権による勝チームに得点を与える。
- (2) リーグ戦を棄権したチームは、決勝トーナメントには進出できないものとする。
- (3) 上部大会に出場することによる、同一種別による日程変更以外は、チーム事情による日程の変更は認めない。
- (4) 決勝トーナメントで準決勝以上に進出したチームで、当協会の上部団体主催の大会への出場を理由とする以外（他団体主催大会への参加等）で棄権した場合は、大会後の昇格やシード権は、消滅するものとする。この場合、当該委員会にて対応を決定する。
- (5) チームの棄権は当日の3日前までに各種別委員長へ連絡をする。

一般男子	田口委員長	080-3200-4344	壮年	植原委員長	090-2141-7849
実年	狩野委員長	090-3248-3908	シニア	吉田委員長	090-9833-7765
女子	醍醐委員長	080-5084-2390	ハイシニア	吉田委員長	090-9833-7765
小学生	千葉委員長	090-8779-1428			

- (6) 大会本部に連絡なく、無断で当日棄権することは、相手チームに対する迷惑行為であり、かつ、大会運営に重大な影響をきたすこととなる。そのため、さいたま市ソフトボール協会懲罰規定第4条第2項の規定に基づき、当該大会及び次期大会の出場資格が停止される。

4. 大会競技運営の協力（審判員・競技員）

当日の試合があるチームは、以下に記す役務を担当する義務を負うものとする。
なお、各項目の義務に違反した場合は、棄権チームの取り扱い（3）と同様

4-1. 競技場の準備と整備

各チームは、自チームが試合を行う球場の運営に協力するものとし、次の事項を行う。
尚、第1試合を行うチームは、7時20分に集合し、競技場の準備に協力する。

第1試合開始前	用具の運搬、グラウンド整備、ライン引き、テント・机・椅子の設営等
各試合後	グラウンド整備、ライン引き等
最終試合終了後	グラウンド整備、用具の片付けと運搬、テント・机・椅子の片付け等

4-2. チーム競技員の任務

(1) 荒川総合運動公園

第1試合を行うチームの競技員は、7時20分に荒川総合運動公園管理棟の脇にある当協会倉庫前に集合し、上記の事項（ソフトA、B面使用の場合は使用チームで外野フェンスの設置）を行う。最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、上記（外野フェンスを含め）の後片付けをし大会本部設営場所、または競技用具委員の指示により、用具を運搬する。

(2) 西遊馬運動公園および宝来運動公園

- ・第1試合を行うチームの競技員は、7時20分に（別紙参照）に集合し、上記のほか、外野フェンスおよびバックネットの設営を行う。
- ・最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、記載の事項のほか、外野フェンス及びバックネットの撤去を行い、車両に積み込む。

(3) 北部工業団地記念公園

- ・第1試合を行うチームの競技員は、7時20分にグラウンド内倉庫前に集合し、上記事項、外野フェンスの設置を行うものとする。
- ・最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、用具を倉庫まで運搬する。

(4) 長宮運動公園

- ・原則として競技員は派遣しないため、競技を行う場合は、小学生委員長の指示に従う。

4-3. チーム審判員の派遣

当日試合を行う各チームは、チーム審判員を選任し、派遣しなければならない。

選任するチーム審判員は、原則として公認審判員の資格保有者が望ましい。

ただし、一般男子一部・壮年・レディースの種別はチーム審判員の派遣は不要である。

尚、トーナメント戦においては、全種別共当協会の審判委員会より派遣された公認審判員が審判を行うものとする。但し、原則として4審制で実施するものとするが、県大会・関東大会・全国大会等で市外派遣

・市内派遣を行うため、派遣審判員数が不足する場合は及び1日5試合を行う場合には、3審制で実施することもありうる。

4-3-1. チーム審判員と競技員の担当試合と集合時間

チーム審判員は、下記試合の審判を担当する。審判員が揃わないかぎり、試合は開始できないので、集合時間を厳守すること。

(1) 当日の試合数が4試合の場合	
第1試合	・第2試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始30分前に集合)
第2試合	・第1試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)
第3試合	・第4試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始20分前に集合)
第4試合	・第3試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)

(2) 当日の試合数が3試合の場合	
第1試合	・第3試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始30分前に集合)
第2試合	・第1試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)
第3試合	・第2試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)

(3) 当日の試合数が5試合の場合	
第1試合	・第3試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始30分前に集合)
第2試合	・第1試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)
第3試合	・第2試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始10分前に集合)
第4試合	・第5試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始20分前に集合)
第5試合	・第4試合の両チームより、チーム審判員2名ずつ 競技員1ずつ (試合開始20分前に集合)

4-3-2. 審判割当の決定

派遣されたチーム審判員は、原則として集合したチーム審判員同士で話し合い、球審・1塁審・2塁審・3塁審を決定し、当該球場を担当する公認審判員に報告する。チーム審判員同士で決定できない場合は、担当審判員の指示に従うこととする。

4-4. チーム競技員の派遣

当日試合を行う各チームは、自チームが試合を行う球場に、チーム登録時に選任した競技員または、その代理者を派遣しなければならない。

尚、チーム競技員は、トーナメント戦においても同様に派遣する。

4-4-1. レディースの競技員

レディースの種別に登録されたチームの選任された競技員またはその代理者は、第1試合と第2試合および第3試合と第4試合に、試合のないチームから選任された競技員を含め、相互に2名ずつの要員を派遣すること。

5. その他

- (1) 試合中あるいは練習中は、常に危険防止に努め、競技場およびその周辺の安全対策に配慮しなければならない。
- (2) 審判員の判断に基づく判定に関する抗議は認められない。
但し、ルール適用上の疑義については、監督又は監督代行者に限り認められる。
- (3) 投手が投球姿勢（セット）に入ったときは、両チーム（応援者も含む）は、応援のための声出しや鳴り物を使用しない。
- (4) 当協会が主催する競技は、高体連の大会を除いて金具付スパイクの使用を禁止する。
- (5) 捕手は、危険防止のためレガース・ボディープロテクター・ヘルメット・スロートガード付きマスクを着用すること。
- (6) ランナーコーチは、危険防止のためヘルメットを着用しなければならない。
- (7) 球場内でのピッチング練習は危険防止のため、外野方向に向かって行うこと。
この際、捕手はヘルメット・マスクを着用しなければならない。
- (8) 競技場外の道路等でのバッティング練習（素振り）やキャッチボールは、他の利用者に対し非常に危険なので禁止する。
- (9) アンダーシャツ、ストッキング、靴下の色は、チーム全員が統一するものとする。
- (10) レディースチームにおける短パンと長ズボンの混用は認める。
但し、同色・同意匠でなければならない。監督が男子の場合も同様である。
また、男子の監督・コーチは、帽子を着用しなければならない。
- (11) チームメンバーは、球場内ではグラウンドコート等を着用しない。
但し、特段の事情により当該球場審判員が認めた場合は、この限りではない。
- (12) スポーツマンらしくない言動は厳禁とする、言動によっては、退場処分の罰則を適用する。
また、自チームの応援者の言動についても、チーム代表者はその責を負うものとする。
- (13) ベンチ内および当該公園・球場内は全面禁煙とする。また、吸い殻のポイ捨てや放置は厳禁とする。
- (14) ごみは必ず持ち帰ること。

以上